

「臨床検査項目標準マスター運用協議会(仮称)」設立趣意書

一般社団法人日本臨床検査医学会
検査項目コード委員会
委員長 康 東天
一般社団法人日本医療情報学会
標準策定・維持管理部会
部会長 大江 和彦
一般財団法人医療情報システム開発センター
理事長 遠藤 明

1. 設立の主旨

医療機関等において電子化された情報を扱うシステムの導入は、当初、事務処理の合理化に端を発したものであったが、現在は情報共有の推進や、医療安全、ひいては医療の質の向上に資するものである。医療機関等において段階的に導入されたシステム間や、部門毎に多様なシステムベンダから提供されたシステム間で、このような電子化された情報のやりとりを行う際に必要とされるのが標準化とそれによる相互運用性の確保である。

例えば、医療機関等で医療情報を長期間保存する際に、システム更新を経ても旧システムで保存された医療情報を確実に利用できるようにしておくこと、すなわち相互運用性を確保することを意味する。さらに、地域連携等では、医療機関等間における情報の共有化、蓄積、解析、再構築、返信や再伝達等といった場面においても、相互運用性の考え方は重要である。

このような医療情報の相互運用性を確保するためには、誰もが参照可能かつ利用可能で将来にわたりメンテナンスを継続されることが期待される標準規格を利用するか、それらに容易に変換可能な状態で保存することが望ましい。

臨床検査における相互運用性の確保を支える標準規格(標準マスター)には、日本臨床検査医学会検査項目コード委員会が提供する「臨床検査項目分類コード(以下、JLAC10 という)」とそれをベースにした医療情報システム開発センター(以下、MEDIS-DC という)が提供する「臨床検査マスター」がある。医療機関、検査センター、システムベンダ等が相互運用性の確保、医療情報システムの標準化にむけて標準規格(標準マスター)の導入に取り組んでいるが、その普及には改善すべき事項も指摘されている。

このような状況を踏まえて、「臨床検査項目標準マスター運用協議会(仮称)」(以下、本協議会といふ)を設立し、臨床検査の相互運用性の確保、医療情報システムの標準化推進の視点から、特に医療機関での利用促進のための課題・改善課題の整理と課題の改善実行を行うものとする。そのために、JLAC10 の改訂とそれに依拠する臨床検査マスターの関係を確立し(両者を合わせて「臨床検査項目標準マスター」と称す)、その運用体制の提言をする。

(参考) 厚生労働省通知「保健医療情報分野の標準規格について」

(政社発 0323 第 1 号平成 24 年 3 月 23 日)から抜粋

厚生労働省標準規格の実装は、情報が必要時に利用可能であることを確保する観点から有用であり、地域医療連携や医療安全の資するものである。また、医療機関等において医療情報システムの標準化や相互運用性を確保していく上で必須である。

2. 本協議会による事業の概要

(1) 対象とする標準

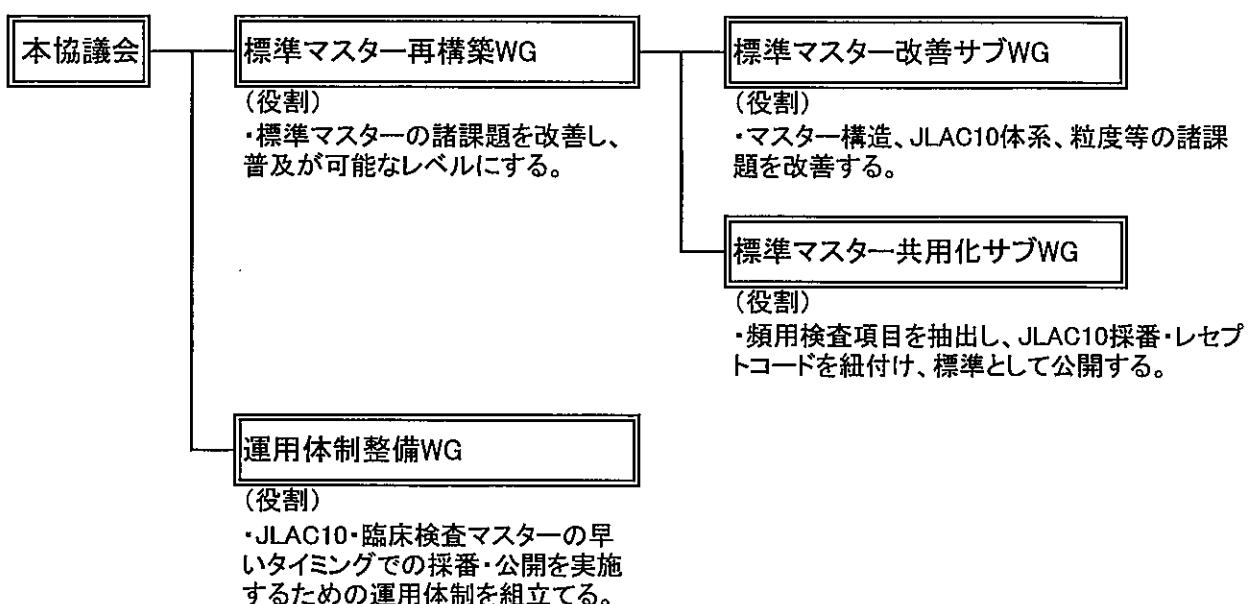
- ① JLAC10(日本臨床検査医学会検査項目コード委員会)
- ② 臨床検査マスター(MEDIS-DC)

(2) 役割

- ① 臨床検査項目標準マスターの再構築
 - ・問題点・改善課題の整理、優先順位の設定
 - ・課題の改善実行
- ② 臨床検査項目標準マスターの設定・メンテナンス等の運用体制の整備
 - ・運用の問題点・改善課題の整理
 - ・各団体の連携による運用体制の整備

3. 本協議会の体制

協議会にWGを設置して推進する。



4. 期間、及び概要スケジュール

(1) 期間

2012年6月～2013年3月とする。

※ 2-(2)-①の検討結果により、期間は変動する。

※ 今後も臨床検査マスターは MEDIS-DCを介して提供されるが、JLAC10と合わせた「臨床検査項目標準マスター」の運用体制の詳細については、「4. 本協議会の成果物」に織り込む。

(2) 概要スケジュール

各WGの第一回会合を開催	… 6月中
各WGでのたたき台資料の作成	… 10-11月
合同WGにてWG間の調整を図る	… 11-12月
第二回協議会の開催にて成果を確認する。	… 2013年2月

5. 本協議会の成果物

「臨床検査項目標準マスター改善報告書」(仮称)

6. 期待効果

- (1) 医療情報システムの標準化の推進
- (2) 検査データの保存に関しての相互運用性の確保
- (3) 検査データの医療機関等間における情報共有化による相互運用性の確保

7. その他

- 臨床検査項目標準マスターの普及活動の体制については、「5. 本協議会の成果物」に織り込む。

以上